

「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」最終評価結果表

研究領域等	日本と諸地域との関係性の解明—協働に向けて—
研究課題名	東南アジア諸国—ベトナム、カンボジア、インドネシア等—に対する法整備支援戦略研究
責任機関	名古屋大学
研究代表者	鮎京 正訓（法政国際教育協力研究センター・センター長）
研究期間	平成18年度～平成21年度
主に研究対象とする国名	（ベトナム）（カンボジア） （インドネシア）

総合評価

- S. 所期の研究計画以上の取組が行われた。
 A. 所期の研究計画と同等の取組が行われた。
 B. 概ね所期の研究計画と同等の取組が行われたが、一部で当初計画以下の取組もみられた。
 C. ある程度所期の研究計画と同等の取組が行われたが、当初計画以下の取組もみられた。
 D. 所期の研究計画以下の取組であったが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられた。
 E. 総じて所期の研究計画以下の取組であった。

[コメント]

本研究課題は、法整備支援の戦略研究という国際的にも注目度を高めつつある意欲的な研究課題に取り組み、対象とする社会的・政策的ニーズについて、ODAをめぐる国策的ニーズ、企業セクターの投資貿易ニーズ、現地社会の法整備ニーズなどの多角的視点を意識しながら、その全てにこたえていこうとする野心的な目標を掲げるもので、その意欲的な目標の達成は、ODA国策ニーズに自ら率先して対応していこうとするアジア各地での日本法教育研究センター設置や研究協力ネットワーク構築の取り組み、また、主として企業セクターのニーズに対応する『アジア法ガイドブック』の刊行など、戦略的な活動面において目に見える成果を出しており、高く評価できる。

しかしながら、学術的成果の創出という意味では、現段階においてまだ途上にあると見受けられる。提言された戦略の妥当性検証や援助評価手法の解明については、既に構築された比類のない研究協力ネットワークを活用した独自の研究成果の創出が期待される。

項目ごとの評価

1. 本事業の目的及び研究領域等の趣旨に合致した研究が実施されたか。

- (○) A. 十分実施された () B. 概ね実施された
 () C. ある程度実施された () D. あまり実施されなかった
 () E. 実施されなかった

[コメント]

法整備支援の戦略研究という目的に沿って、内外の法整備支援研究の動向の把握に努めながら、対象地域についてはむしろ初期の対象(東南アジア諸国)を更に意欲的に広げる方向で、十分な研究が実施されたと評価できる。

2. 設定されている社会的・政策的ニーズに応える形で研究が実施されたか(研究の過程)。

- (○) A. 十分実施された () B. 概ね実施された
 () C. ある程度実施された () D. あまり実施されなかった
 () E. 実施されなかった

[コメント]

法整備支援をめぐる国策的ニーズ、企業セクターのニーズ、また、現地社会のニーズなどの多角的なニーズの把握を進めながら、それらを総合する支援戦略の提言へ向けて、内外での研究協力体制の構築、欧米研究機関との交流、国際シンポジウムの相次ぐ開催など、適切な舵取りが行われ、終始妥当な方向性で研究活動が進められたと評価できる。

3. 社会的・政策的にニーズに応える研究成果が創出されたか。

- A. 十分創出された B. 概ね創出された
 C. ある程度創出された D. あまり創出されなかった
 E. 創出されなかった

〔コメント〕

日本の法整備支援政策について、国策ニーズ・企業ニーズ・現地社会ニーズといった多角的なニーズの把握に立ち、目的・領域・地域・評価方法まで統合的な提言をまとめ、その一部はすでに採用実施されているという点で、本研究課題は高く評価できる。

しかしながら、各種シンポジウムの開催や日本法教育研究センターを通じた研究交流など、本研究課題の活動面の成果は現地ニーズの把握に直接応えるものであり、その積極性は高く評価できるが、企業セクターのニーズに応える成果として発刊された『アジア法ガイドブック』は、企業がアクセスしやすい電子的なデータベース構築には及んでおらず、内容的にも憲法体制を中心とする基本的情報にとどまるなど、企業ニーズに十分応え得たとは言いがたい。

4. 学術的に高い水準が確保されているか。

- A. 十分確保されている B. 概ね確保されている
 C. ある程度確保されている D. あまり確保されていない
 E. 確保されていない

〔コメント〕

法整備支援の戦略研究の学術的成果面において、従来型の欧米法・日本法間の比較のみを中心とする日本の比較法研究の在り方に再考を迫り、欧米・日本・アジアの三極を軸とする新たな比較法研究の方向性を提言するという狙いは高く評価できる。

しかしながら、新たな比較法研究の具体像を明確に指し示すまでには至っていない。

今後、本研究課題を通じて構築された国際研究協力ネットワークを有効に活用し、更に類例のない学術的成果の創出へ向けて研究努力が蓄積されていくことが期待される。